相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区日吉二丁目四六八番地、最後の住所川崎市高津区蟹ケ谷六三番地一三　被相続人　亡　坂井　隆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

川崎市川崎区宮本町六番地一　高木ビル二〇二号室

相続財産管理人　弁護士　高木　亮二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市三崎五丁目九八番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎五丁目一一番五号　被相続人　亡　鈴木　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二　サクマ横須賀ビル三階三〇二号

相続財産管理人　弁護士　河野　康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県東砺波郡庄川町青島七〇八番地の一七、最後の住所富山県東砺波郡庄川町青島七〇八番地一七　被相続人　亡　石黒　一光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

富山県高岡市中川本町一番一二号

相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢一〇一番地三、最後の住所山梨県甲斐市玉川一一七三番地三　被相続人　亡　樋口　益男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

山梨県甲府市相生二丁目五番二三号梶原等法律事務所　相続財産管理人　弁護士　梶原　等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍韓国、最後の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字上正葉廻間二五番地二グローリアス東郷春木台七〇四号　被相続人　亡　吉野銀浩ンょと　朴　銀浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル四階弁護士法人あおば法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満三丁目六三番地、最後の住所大阪府吹田市山田東三丁目二八番一一号アミーユ万博公園　被相続人　亡　児玉　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇一号　相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区木川西一丁目一一番、最後の住所大阪府大阪市淀川区木川西一丁目一一番一二号　被相続人　亡　長田　慶一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

大阪市北区西天満五丁目九番三号アールビル本館五階　相続財産管理人　弁護士　鷹野　俊司

平成二十五年十一月十二日

事務所広島市中区上八丁堀三―六　第二ウエノヤビル一〇階　相続財産管理人　弁護士　朝本　孝一

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成25年11月12日　日本ＥＲＩ株式会社　代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成25年９月20日）

ミサワホーム株式会社

製000707Abaa0080251、製000707Abaa0080252、製000707Abba0080201、製000707Abba0080202、製000707Abba0080203、製000707Abba0080204、製000707Abba0080241、製000707Abba0080242、製000707Abca0080201、製000707Abca0080202、製000707Abca0080203、製000707Abca0080204、製000707Abca0080241、製000707Abca0080242、製000707Abb0080201、製000707Abb0080202、製000707Abb0080203、製000707Abb0080204、製000707Abb0080241、製000707Abb0080242、製000707Abcb0080201、製000707Abcb0080203、製000707Abcb0080241

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十五年十月二十五日厚生年金法第一四五条第二項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

新潟県新潟市中央区南笹口一丁目一番五四号　新潟県卸商業団地厚生年金基金　清算人　冨山　道郎